

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和四年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年三月一日奈良県指令中土第五四―一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年五月二十五日中土第七四―二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年五月二十五日中土第七五―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新口町八四番一及び一五三番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町一五二番地の一

株式会社NAKAMURA 代表取締役 中村行就

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市新口町八四番一及び一五三番の各一部

下水道 橿原市新口町八四番一及び一五三番の各一部